

## 監査委員公表第7号

### 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和5年12月25日

二宮町監査委員 間中 晟  
二宮町監査委員 善波 宣雄

#### 1. 監査の種類

定期監査

#### 2. 監査の実施日

令和5年11月22日（水）

#### 3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 善波 宣雄

#### 4. 監査対象とした部課等

総務部総務課

総務部デジタル推進室

総務部戸籍税務課

#### 5. 監査の範囲

令和5年度9月末における財務並びに事務の執行状況

#### 6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

## 7. 所掌事務の概要

### (1) 総務課

職員の給与、勤務時間、その他勤務条件、研修、健康管理及び福利厚生、条例、規則等の制定及び改廃等に関する事、町例規の整理及び管理に関する事、情報公開制度に関する事、個人情報保護制度に関する事、行政不服審査法に基づく審理員制度に関する事等を担当している。

### (2) デジタル推進室

デジタル化施策の企画及び推進、デジタル化に係る調整及び研究、行政及び地域のデジタル化の推進、情報システム業務の総合的企画及び調整、情報システム組織の整備、運用及び管理、情報通信ネットワークの整備及び運営に関する事等を担当している。

### (3) 戸籍税務課

町民税、固定資産税及び軽自動車税の賦課、町たばこ税及び個人県民税、町税の納期の延長及び欠損処分、町税の徴収・督促及び滞納整理、戸籍、住民異動届等の受付、謄抄本、証明の交付、マイナンバーカード等に関する事等を担当している。

## 8. 監査結果

各課とも令和5年度予算の執行及び所管業務等財務に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

以上